

フットサルサークル規約

1.総則

第1条 本会は、フットサルサークルと称す。

第2条 本会は、フットサルを通じて心身の健康、技術の向上を図り、部員同士の親睦を深めることを目的とする。

2.入部資格

第3条 本会の入部資格は原則として、鳥取大学に在籍し、フットサルが好きなものなら誰でも入部を許可する。

3.組織

第4条 本会は、次の役員を置く。

部長 1名 副部長 1名

第5条 本会各役員の選出は、部員間の討議により決定するものとする。

4.運営

第6条 本会は、年会費を徴収せず、入部金を集め、それを経費とする。
また、必要に応じて別途に会費を徴収する場合もある。

第7条 本会の用具の保管は、部長に決められた者が責任を持って行い、練習時に必ず持参することとする。

第8条 会の運営上、問題が発生した場合、顧問と相談し、これに対処する。